平成２３年（フ）第９１３号
千葉県柏市篠籠田1135番地の１　マンション柏サルビア114号
債務者　滝田　健三
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福富美穂子
4　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月12日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９２９号
千葉県松戸市樋野口773番地の１　レクセルマンション松戸103号
債務者　小川　則子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白方　太郎
4　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月12日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９２３号
千葉県柏市藤ヶ谷826番地　松尾コンクリート株式会社内、住民票上の住所千葉県柏市布施678番地の４
債務者　阿内　良雄
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　徳子
4　破産債権の届出期間　平成24年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月19日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９０６号
千葉県松戸市新松戸南２―149―２　ＭＩＤＯＲＩ２―101号、住民票上の住所千葉県松戸市新作518番地の８
債務者　関根　弘志
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　晋
4　破産債権の届出期間　平成24年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月26日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９０７号
千葉県松戸市千駄堀929番地の５　パレスヒルシンボリーⅡ202号
債務者　関根　朋子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　晋
4　破産債権の届出期間　平成24年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月26日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６８８号
兵庫県姫路市中地48番地３
債務者　村上寛明こと　村上　博章
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　省吾
4　破産債権の届出期間　平成24年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３４７号
広島市佐伯区利松２丁目５番43―６号
債務者　橋本　英樹
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二國　則昭
4　破産債権の届出期間　平成24年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月23日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５３号
神戸市長田区若松町４丁目２番15―2102号
債務者　吉田　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　大介
4　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２２号
北海道旭川市永山５条３丁目４番13号
債務者　高橋　重記
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八重樫和裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月１日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６８号
北海道士別市東６条12丁目458番地13　東雲団地
債務者　谷　　幹雄
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月21日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７４００号
大阪市東淀川区西淡路１丁目11番10―206号
債務者　藤本　剛司
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　智晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１７８号
大阪市住之江区南港中４丁目２番16―1116号
債務者　梶谷　満之
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２６７号
大阪府吹田市山田東４丁目３番３号
債務者　孫田志津江
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　智晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３９３号
大阪府東大阪市森河内西１丁目10番８―107号
債務者　佐藤　陽一
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　弘通
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部